



新規の方も
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

がん診断保険金

特約付き

団体信用生命保険

お借入れ時
満20歳以上
満45歳以下の方

上乗せ金利 **0** キャンペーン実施中!

平成26年3月31日①住宅ローンお申込み受付分まで

満20歳以上満45歳以下の方
キャンペーン期間中、上乗せ金利 **0** ゼロで
ご加入いただけます!

| お借入れ時の年齢 | 上乗せ金利 | |
|---------------|--------|-----------|
| | 通常時 | キャンペーン期間※ |
| 満20歳以上 満45歳以下 | 年0.20% | なし |
| 満46歳以上 満50歳以下 | | 年0.20% |

※対象となる方:平成25年12月1日以降、平成26年3月31日までに住宅ローンをお申込みいただいた方が対象です。

死亡・高度障害保障にがん診断保険金がプラス!

生まれてはじめて「がん」と診断され、所定の支払事由に該当された場合、

住宅ローン残高が0円。

[最高お借入金額 5,000万円]

くらしに
プラス
安心

団体信用生命保険

万一、死亡・高度障害のとき
住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

プラス

がん診断保険金特約

生まれてはじめて「がん」と診断されたとき
住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

- 住宅ローン残高が完済となるには所定の条件があります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

所定の条件がありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

親切で新しい...



池田泉州銀行

S I H D

がん診断保険金特約付き団体信用生命保険

生まれてはじめて「がん」と診断された時や死亡・高度障害の場合に、住宅ローン残高が完済されます。

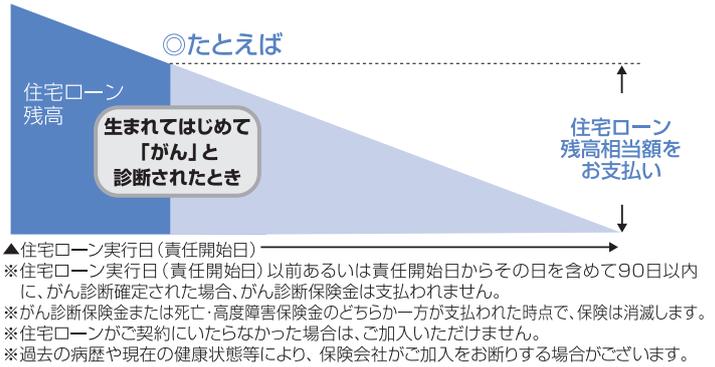
(この保険は、池田泉州銀行が保険契約者となり、住宅ローンをご利用される方を被保険者とした団体信用生命保険です。池田泉州銀行が保険契約者として保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。)

住宅ローンのお申込みと同時に、原則告知のみで簡単にご加入いただけます。
 保険金額は最高5,000万円までとなります。
 保険金額が3,000万円を超える場合は「健康診断結果証明書」が必要になります。

団体信用生命保険 + がん診断保険金特約

万一、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます。
 ※死亡・高度障害に関する保障は、責任開始日から始まります。

万一、被保険者が責任(保障)開始日以降生まれてはじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定された場合、住宅ローン残高相当額のがん診断保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます。団体信用生命保険の特約としてご加入していただけます。



ご注意ください

◎がん診断保険金特約に関する注意事項

※がんに罹患したことのある方はご加入いただけません。
 ※責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内に、がんと診断確定された場合は、がん診断保険金は支払われません。※「上皮内がん」または、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、がん診断保険金のお支払いの対象とはなりません。※がん診断保険金保障は、団体信用生命保険の特約としてご加入していただけます。

◎重要事項のご説明について

保険金をお支払いできない場合など、詳しい保険のご説明については、「申込書兼告知書」に添付の「被保険者のしおり」を必ずお読みください。また、がん診断保険金特約付き団体信用生命保険は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明の点は「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

●引受保険会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社

◎ここでの保険に関する説明は、池田泉州銀行が保険契約者としての立場から住宅ローン利用者のみなさまの便宜のために自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

がん診断保険金特約付き団体信用生命保険

| | | | | | | | |
|--------------|---|--|---|---------|--|-----|---|
| 保険名称 | がん診断保険金特約付き団体信用生命保険 | | | | | | |
| ご利用いただける方 | 新規で池田泉州銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ※但し、ご契約いただいた住宅ローンによっては、条件が異なる場合がございます。 | | | | | | |
| この保険の特徴 | この保険は、株式会社池田泉州銀行を保険契約者とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。 | | | | | | |
| お支払事由 | 死亡保険金 | 保険期間中に死亡されたとき | | | | | |
| | 高度障害保険金 | 責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき | | | | | |
| | がん診断保険金 | 保険期間中に所定の悪性新生物に生まれてはじめて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内に、がんと診断確定された場合は、がん診断保険金は支払われません。 | | | | | |
| 保険金額 | 債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。 | | | | | | |
| 保険金が支払われない場合 | 次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>(1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>がん診断保険金</td> <td>(1)責任開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき (2)責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ただし、被保険者が責任開始日前までに悪性新生物に罹患していたと診断されたときは、その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、この特約部分は無効となり保険金は支払われません。 (3)責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移と認められるとき (4)皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断されたとき (5)上皮内がんと診断されたとき</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(1)故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実と異なることを告げ、契約が解除されたとき (2)保険契約について、保険契約者や被保険者に詐欺の行為があったとき、または保険契約者や被保険者に保険金の不法取得目的があったとき (3)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき</td> </tr> </table> | 死亡保険金 | (1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき | がん診断保険金 | (1)責任開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき (2)責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ただし、被保険者が責任開始日前までに悪性新生物に罹患していたと診断されたときは、その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、この特約部分は無効となり保険金は支払われません。 (3)責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移と認められるとき (4)皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断されたとき (5)上皮内がんと診断されたとき | その他 | (1)故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実と異なることを告げ、契約が解除されたとき (2)保険契約について、保険契約者や被保険者に詐欺の行為があったとき、または保険契約者や被保険者に保険金の不法取得目的があったとき (3)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき |
| 死亡保険金 | (1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき | | | | | | |
| がん診断保険金 | (1)責任開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき (2)責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ただし、被保険者が責任開始日前までに悪性新生物に罹患していたと診断されたときは、その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、この特約部分は無効となり保険金は支払われません。 (3)責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移と認められるとき (4)皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断されたとき (5)上皮内がんと診断されたとき | | | | | | |
| その他 | (1)故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実と異なることを告げ、契約が解除されたとき (2)保険契約について、保険契約者や被保険者に詐欺の行為があったとき、または保険契約者や被保険者に保険金の不法取得目的があったとき (3)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき | | | | | | |
| 責任開始日 | 住宅ローンをご契約いただいた日または生命保険会社でご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 | | | | | | |
| 保障終了日 | 次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・ご契約いただいた住宅ローンを完済したとき ・保険金が支払われたとき ・被保険者の年齢が満82歳に達したとき | | | | | | |
| 告知に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 生命保険会社が公平にご加入をお引受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日(記入日)現在の健康状態、身体の障害状態などについて、「申込書兼告知書」でおたずねすること、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)ください。 なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。 | | | | | | |

親切で新しい・・・

詳しくはお近くの窓口までお気軽にご相談ください。



池田泉州銀行ホームページ <http://www.sihd-bk.jp>

(2013年12月1日現在)
No.7218